

役員報酬規程

社会福祉法人 もやい聖友会

社会福祉法人 もやい聖友会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、役員報酬等について必要なことを定める。

(定義)

第2条 この規程に基づいて報酬を支給する役員は次に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事

(役員職務)

第3条 役員職務は以下のとおりとする。

- (1) 理事長 社会福祉法人もやい聖友会の最高経営責任者とし、定款第9条に定める理事会（以下理事会）を開催し、その業務を法及び定款その他の規則に基づいて執行する。
- (2) 常務理事 理事長を補佐して法人経営に従事するとともに、理事会に出席し、議決を行う。

(常勤役員報酬の額)

第4条 第2条第1項および第2項に掲げる者の報酬は各月に支払うものとし、勤務実態に即して報酬を支給する。

2 第2条第1項および第2項に掲げる者の報酬の支給額は、前年度までの実績により次年度を検討し、評議員会に諮り役員報酬表（表1）の中より決定する。

(費用弁償)

第5条 役員（理事・評議員・監事）の理事会・評議員会など会議等への出席については、1回につき実費相当額（1回の上限は15,000円）を支給する。但し、常勤役員を兼ねる職員は除く。

(退職慰労金)

第6条 常勤役員の退職慰労金は「社会福祉法人もやい聖友会 役員退職慰労金規程」に則り評議委員会の決議を得て支給することができる。

(改定)

第7条 この規程の改定は、評議員会の決議を得てから改正する。

附則

この規程は、2015年12月1日から施行する。

この規程は、2018年7月1日以降施行する。

一第6条 交通費を5,000円から10,000円へ変更

この規程は、2018年7月1日以降施行する。

一第4条 理事長報酬 月額を860,000円から1,325,000円へ変更。

この規程は、2022年4月1日から施行する。

一第4条 「勤務実態に即して報酬を支給する。」に変更。

2 「第2条第1項および第2項に掲げる者の報酬の支給額は、前年度までの実績により次年度を検討し、評議員会に諮り役員報酬表(表1)の中より決定する。」に変更。

一第5条 「1回につき実費相当額(1回の上限は15,000円)を支給する。但し、常勤役員を兼ねる職員は除く。」に変更。

一第6条 「常勤役員の退職慰労金は「社会福祉法人もやい聖友会 役員退職慰労金規程」に則り評議委員会の決議を得て支給することができる。」に変更。

一第7条 「この規程の改定は、評議員会の決議を得てから改正する。」を追加。

(表 1)

役員報酬表

号級	月額報酬	号級	月額報酬
1号	245,000	21号	1,145,000
2号	290,000	22号	1,190,000
3号	335,000	23号	1,235,000
4号	380,000	24号	1,280,000
5号	425,000	25号	1,325,000
6号	470,000	26号	1,370,000
7号	515,000	27号	1,415,000
8号	560,000	28号	1,460,000
9号	605,000	29号	1,505,000
10号	650,000	30号	1,550,000
11号	695,000	31号	1,595,000
12号	740,000	32号	1,640,000
13号	785,000	33号	1,685,000
14号	830,000	34号	1,730,000
15号	875,000	35号	1,775,000
16号	920,000	36号	1,820,000
17号	965,000	37号	1,865,000
18号	1,010,000	38号	1,910,000
19号	1,055,000	39号	1,955,000
20号	1,100,000	40号	2,000,000